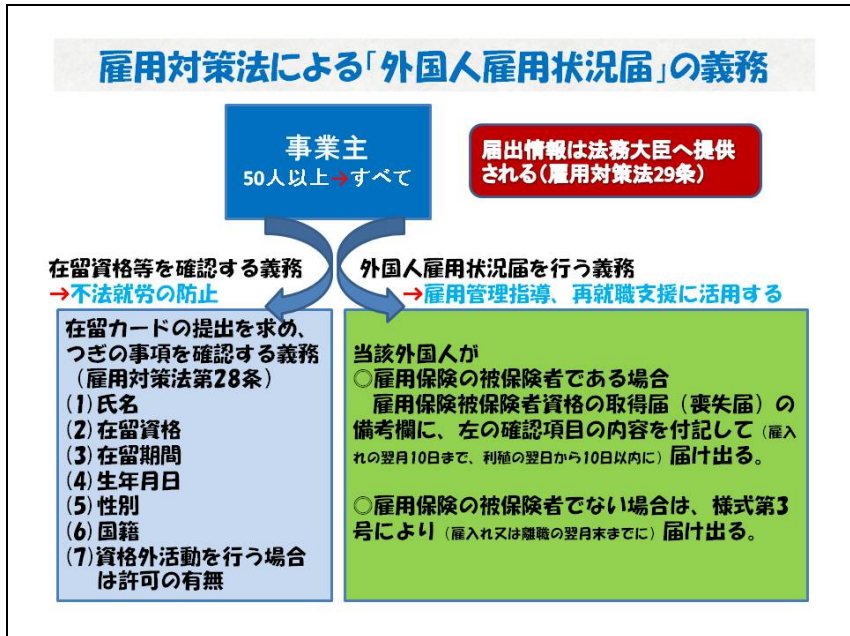


12-19 外国人雇用状況届



採用時の事前確認

事業主は、不法就労となる外国人を雇い入れないようにする義務がある。

採用に際しては、「在留カード」の所持の有無を確認する。「在留カード」を持っていない場合は原則として就労させることができない(3月以下滞在、外交、公用の在留資格を除く)。

なお、「在留カード」所持者については、カード表面にある就労制限の有無の欄を確認。「就労不可」の記載がある場合については、さらに、カード裏面の「一部制限就労」が認められているか、その条件はどうかについて、記載を確認しておく(この範囲での就労は可能である)。